

セカンドオピニオン対応指針

当院は、患者さんの治療について、医療者の選択の自由と自己決定の権利を保障します。

患者さんは、ご自身の状態等に関する情報や治療方法等をご自身で判断する上で必要な医学的情報について、分かりやすくかつ十分な説明を受ける権利と、その説明を踏まえて治療方法等を自らの意思で選択し、決定する権利があります。

また、患者さんには、他の医療機関の意見（セカンドオピニオン）を求める権利があります。

1 他の医療機関のセカンドオピニオンを希望する場合

当院で治療中の患者さんが、他の医療機関におけるセカンドオピニオンを希望する場合は、主治医に申し出ていただきます。

- (1) 主治医は、患者さんと面談し、セカンドオピニオンを求める理由、必要となる診療情報の内容を確認し、セカンドオピニオンを希望する医療機関あてに、診療情報提供書、検査結果等の資料を提供します。
- (2) 個人情報保護の観点から、診療情報提供書、検査結果等の資料は、患者さんご本人にお渡しします。（ご本人から委任状を受けたご家族等を含みます。）
- (3) セカンドオピニオンの結果は、診療情報提供書の返書として当院が受け取ります。

2 当院に対してセカンドオピニオンを希望される場合

他の医療機関で治療中の患者さんが、当院におけるセカンドオピニオンを希望される場合は、主治医に申し出ていただきます。

- (1) 主治医の診療情報提供書、検査結果等の資料を持参していただきます。
- (2) セカンドオピニオンは、完全予約制です。
- (3) 原則として、患者さん本人にセカンドオピニオンを受けていただきます。
- (4) セカンドオピニオンの結果は、患者さんに説明するとともに、診療情報提供書の返書として当院から主治医にお知らせします。